

# 農業委員会議事録

平成28年10月7日

13時30分

2階 第2会議室

出席委員	13名
委員出席者	会長 1番 岩隈 和重、 会長職務代理者 2番 落石 廣孝
	委員 3番 三船 守人                      4番 船越 多真枝
	5番 森 秀司                                  6番 富永 晃
	7番 落石 好紀                              8番 栗原 信夫
	9番 井浦 秀子                              10番 吉村 泰行
	11番 中野 正敏                              13番 副田 秀次
委員欠席者	12番 阿部 繁隆
事務局出席者	笠井、高野
<b>議 題</b>	
事務局	全員起立、礼、ご着席ください。出席者12名、欠席者、12番 阿部 繁隆委員1名、定数に達しておりますので、只今から10月の農業委員会総会を開会いたします。
会長	会長あいさつ 4番委員、5番委員議事録押印者任命
事務局	それでは議事に入らせていただきます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	1頁をお開きください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請土地の所在、〇〇、合計〇〇㎡についてです。所有者住所〇〇、所有者氏名〇〇、〇〇、〇〇。耕作者〇〇、譲受人住所、所有者に同じ、氏名〇〇、契約の内容、〇〇、都市計画調整区域、農振計画農用外です。2頁をお開きください。対象位置は〇〇から約500mの〇〇になります。3頁に現況のわかる航空写真を、4頁に字図を添付しています。本案件は、〇〇を取得する〇〇さんは〇〇され、〇〇を満たしており、〇〇できる為、特に問題なく許可できる案件と考えます。以上で説明を終わります。
会長	地元委員から説明をお願いします。
〇番委員	〇〇での〇〇の為、特に問題ありません。
会長	他に意見は？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について

事務局	<p>決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決されました。次の議題にはいります。</p> <p>本案件の審議に入る前に、関係者である〇〇委員に退席願います。</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。土地の所在〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積〇〇㎡。所有者住所、〇〇。氏名〇〇。譲請人〇〇。氏名〇〇。契約の内容〇〇。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。合計〇〇㎡についてです。6頁をお開きください。位置図になります。〇〇から100m南となります。7頁に現況のわかる航空写真を、8頁に字図を添付しております。〇〇さんは〇〇され、〇〇を満たしており、〇〇できる為、特に問題なく許可できる案件と考えます。以上で説明を終わります。</p>
会長 〇番委員会 会長	<p>地元委員から説明があればお願いします。</p> <p>〇〇が別ですが、〇〇の為、特に問題はありません。</p> <p>他に意見は？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決されました。次の報告案件にはいります。</p> <p>(〇番副田委員入室)</p>
事務局  〇番委員 事務局	<p>報告案件、農地改良行為届出について説明します。</p> <p>土地の所在〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積〇〇㎡内〇〇㎡が対象。所有者住所、〇〇。氏名〇〇。耕作者、所有者に同じ。事由、〇〇のため。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。合計〇〇についてです。10頁をお開きください。位置図になります。東小から南東500mとなります。11頁に現況のわかる航空写真を、12頁に字図を添付しております。13頁が計画図になります。〇〇道路側の高さに合わせて土地利用をする為に〇〇を行う為、特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p> <p>調整区域との境界はどこか？市街化区域ではないか？</p> <p>確認します。(確認後) 申し訳ありません。確認をしましたところ、申請地は市街化区域となります。訂正をお願いします。市街化調整区域との境界は町道〇〇線です。道路より東側が調整区域となります。</p>
会長  事務局	<p>他に意見は？意見がなければ、その他の事項に入ります。</p> <p>その他の説明を行います。</p> <p>①農業委員報酬の源泉徴収について説明。</p> <p>②農業委員会研修日程について説明</p> <p>③新宮町の荒廃地の状況について説明。農地でない所については、今後、非農地判断など必要。</p>

○ 番 委 員	<p>荒廃地対策として、耕作推進をすべき。補助は無いのか？他市町で、農業機械の協同購入に補助を出していると聞く。零細農家は単独で購入が困難。町独自の補助の検討はできないか？</p>
事 務 局	<p>(町の現状を説明) 町独自の補助はない。国、県の補助を活用。近隣について調査し、今後研究を行っていく。</p>
○ 番 委 員	<p>〇〇区は、皆で農地を守っている。特に山際は、山林化しないようにしている。簡単に非農地判断できない。イノシシ被害も深刻。電柵の補助金はあるが、塩害の問題もあり管理が困難。メッシュワイヤーを補助対象にして欲しい。山と畑を分けるよう、個人ではなく、〇〇区全体で対策が必要。</p>
事 務 局	<p>近隣の状況調査及び今後研究を行う。</p>
会 長	<p>他に何か意見はありませんか？ないようでしたら次回は、11月8日(火)、午後10時00分から開催します。農業委員会終了後、昼食をとり、視察研修に出発します。準備をお願いします。これをもちまして9月の農業委員会総会を閉会します。</p>
事 務 局	<p>全員起立、礼、お疲れ様でした。</p>
<p>以上14：15</p>	